

消費者庁
任期付職員の募集について

消費者庁においては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1 採用予定官職

内閣府事務官（消費者庁表示対策課食品表示対策室景品・表示調査官）

2 職務内容

消費者庁表示対策課食品表示対策室は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）、食品表示法、健康増進法等の表示に関する執行を所掌し、これらに係る違反被疑事件の調査等を担当しています。

今回募集する職員は、課長補佐クラスの景品・表示調査官として、表示対策課長及び食品表示対策室長の指示の下、主に、景品表示法（食品に関するもの）、食品表示法、健康増進法等における表示に係る違反被疑事件の調査業務を行うほか、必要に応じて消費者庁の所掌に係る消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示の適正化に関する施策に共通する基本的な事項の企画及び立案に関する業務を行っていただきます。職務の遂行に当たっては、作業スケジュールを念頭に置き、関係者との調整を行う実務能力のほか、常に一般消費者の利益の保護のためという広い観点に立って取り組むことが求められます。

3 募集人員

課長補佐クラス1名

4 募集対象

以下の条件のいずれかを満たす方

ア 法曹資格を有し、3年以上の民事訴訟、行政訴訟等の法曹資格者としての実務経験を有すること

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する法令に関する知見を有し、法学に関する研究経験及び実務経験の合計が15年以上有すること

なお、以下に該当する方は、応募できません

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者

・ 成年被後見人又は被保佐人

・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。なお、弁護士の方につきましては、採用されると国家公務員法が適用されるため、弁護士業務を行うことはできません。

6 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

7 身分

国家公務員

8 雇用期間

2019年7月1日から2020年3月31日までの期間（職務の状況によっては更新もあり得ます）

9 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日は除く。必要に応じて超過勤務あり）

年次休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇

10 勤務地

消費者庁表示対策課（東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館7階）

11 応募方法

(1) 提出書類

ア 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

（高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や応募条件に合致する実績等があれば記入してください）

（※）「内閣府事務官（消費者庁表示対策課食品表示対策室景品・表示調査官）志望」と明記すること。

イ 志望理由（A4 横書き 2,000 字以内）

ウ 職務経歴書（これまでに従事したことがある職務の内容を具体的に記述したもの、A4 横書き）

※ 研究経験がある者は上記に加え研究業績（著書・論文等、A4 横書き）を添付することが望ましい。

※ なお、応募書類は返却しません。（責任廃棄）

(2) 提出方法 郵送

(3) 提出先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館7階

消費者庁総務課人事係

(4) 提出締切り 2019年4月26日（金）

※ 応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

12 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

13 連絡先

(業務内容) 消費者庁表示対策課

電話 03-3507-9233

(勤務条件) 消費者庁総務課人事係

電話 03-3507-9152